2026 年 7 月版
重要情報シート

販売会社：静清信用金庫

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「試算設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

１．商品等の内容（当金庫は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	悠々時間アドバンス２ 生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険
組成会社（引受保険会社）	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
販売委託元	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
金融商品の目的・機能	【目的】 死亡保障や解約払戻金を抑え、年金原資を大きくするしくみとなっている指定通貨（円・米ドル・豪ドル）建の個人年金保険です。 【機能】 ① 指定通貨建の年金原資は、ご契約時に確定します。 ② 据置期間満了時の受取方法は、年金での受取以外に一時金受取も選択できます。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	・この商品は、まとまった資金を年金受取期間または据置期間満了まで運用しながら、死亡保障よりも生存保障を重視し、将来の生活資金を準備したい方を念頭に組成しています。 ・ニッセイ・ウェルス生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスク（外貨建の場合）、金利変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています。 ・併せて、金利と債券評価額の関係や為替（外貨建の場合）について理解でき、当面の生活資金を確保している方を想定しています。 （年金受取期間または据置期間満了までの保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご留意ください。また、解約により保障も失われます。）
パッケージ化の有無	・この商品は、外貨での「運用」機能（外貨建の場合）と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。保険契約の申込日から起算して 8 日以内であれば、お客さまからの書面または電磁的記録によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。

（質問例）① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。

② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

２．リスクと運用実績（本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

<table>
<tr><td rowspan="3">損失が生じるリスクの内容</td><td>■為替変動リスク
【円建】
ありません。

【米ドル建・豪ドル建】
外貨建の年金、死亡給付金、解約払戻金等は、為替相場の変動による影響を受けます。
・年金等を円に換算した額が、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。
・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じる場合があります。</td></tr>
<tr><td>■金利変動リスク（市場リスク）
解約払戻金は、運用資産（債券など）の市場価格の変動による影響を受けます。
・債券は金利が上昇すると価格が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。</td></tr>
<tr><td>■解約時の元本割れリスク
・解約払戻金は、指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。</td></tr>
<tr><td>〔参考〕
為替レートの騰落率</td><td>【米ドル】 最大 30.5%　最小▲17.7%　平均 2.5%
【豪ドル】 最大 27.5%　最小▲18.6%　平均 1.5%
※2016 年 3 月～2026 年 2 月までの 10 年間の各月末における 1 年間の騰落率</td></tr>
<tr><td>〔参考〕
実質的な利回り</td><td>実質的な利回りとは、年金受取開始時の年金原資額（指定通貨建）を、契約時から年金受取開始時までの期間にわたって、当該利回りで割り引いた額が一時払保険料（指定通貨建）となる年換算利回り（複利）のことをいいます。実質的な利回り＞ 積立利率となります。

（例）据置期間 10 年、死亡給付割合 100%の場合
<table><tr><th>指定通貨</th><th>契約年齢／性別</th><th>実質的な利回り
計算期間</th><th>積立利率</th><th>実質的な利回り
（年複利）</th></tr><tr><td rowspan="2">円</td><td>60 歳　男性</td><td>10 年</td><td>2.38%</td><td>2.63%</td></tr><tr><td>60 歳　女性</td><td>10 年</td><td>2.38%</td><td>2.53%</td></tr><tr><td rowspan="2">米ドル</td><td>60 歳　男性</td><td>10 年</td><td>3.54%</td><td>3.90%</td></tr><tr><td>60 歳　女性</td><td>10 年</td><td>3.54%</td><td>3.76%</td></tr><tr><td rowspan="2">豪ドル</td><td>60 歳　男性</td><td>10 年</td><td>4.42%</td><td>4.86%</td></tr><tr><td>60 歳　女性</td><td>10 年</td><td>4.42%</td><td>4.69%</td></tr></table>
（注１）上記利回りは一定条件に基づいた参考値（指定通貨ベース）のため、実際に適用される利回りは、個別の試算設計書をご確認ください。
（注２）本商品は、将来の生活資金の充実を目的とした商品であり、中途解約を前提とした商品ではありません。</td></tr>
<tr><td>〔参考〕
解約払戻金推移(率)</td><td>個別の試算設計書をご確認ください。</td></tr>
</table>

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「市場リスク」「為替リスク」「解約等について」に記載しています。

（質問例）④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
⑨ 実質的利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

３．費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

<table>
<tr><td>購入時に支払う費用</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>継続的に支払う費用
（信託報酬など）</td><td>・積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。外貨建の場合、これらの費用は積立金に対して年率 1.20%となります。
・毎年の年金支払時に年金額の１%を上限に年金管理費を積立金から控除します。</td></tr>
<tr><td>運用成果に応じた費用
（成功報酬など）</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>解約をした場合の費用
（解約控除など）</td><td>ご契約を解除・減額する場合などに控除する費用があります。
・解約控除率：【円建】0.1%～1.5%
【米ドル建・豪ドル建】0.45%～4.5%
※解約控除率は解約日までの期間に応じて異なります。
※市場金利の変動があった場合、解約控除とは別に、解約払戻金額が減少することがあります。（例えば、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金額が減少することがあります。）</td></tr>
<tr><td>通貨の換算に関する費用</td><td>円を指定通貨に、または、指定通貨を円に換算するとき、1 指定通貨あたり 50 銭の費用が発生します。
※外貨建の年金原資を一時金または年金として円で受け取る場合、為替手数料のご負担はありません。</td></tr>
<tr><td>特約を付加した場合の費用</td><td>・特約を付加した場合の通貨の換算に関する費用は、以下のとおりです。
<table>
<tr><th>特約名</th><th>対象</th><th>換算基準日</th><th>適用為替レート</th></tr>
<tr><td>保険料円入金特約</td><td>一時払保険料（相当額）</td><td>一時払保険料（相当額）の受領日</td><td>TTM＋50 銭</td></tr>
<tr><td>円支払特約Ⅱ</td><td>・解約払戻金
・死亡給付金</td><td>必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日</td><td>TTM－50 銭</td></tr>
<tr><td>年金円支払特約</td><td>・年金
・年金原資の一時受取</td><td>年金受取日または必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日</td><td>TTM</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標額到達時円建終身保険移行特約</td><td>解約払戻金</td><td>移行日</td><td>TTM－50 銭</td></tr>
<tr><td>一時払保険料*（目標額設定）</td><td>契約日</td><td>TTM＋50 銭</td></tr>
</table>
＊保険料円入金特約を付加した場合、円で払い込まれた金額となります。
※上記の為替レートは、将来変更されることがあります。
・年金円支払特約の付加により、外貨建の年金原資を一時金または年金として円で受け取る場合、為替手数料のご負担はありません。
・目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。</td></tr>
</table>

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「お客さまにご負担いただく費用があります」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

４．換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

解約はいつでも可能です。
解約の場合、解約控除や市場金利の変動の影響により、解約払戻金は指定通貨ベースでも一時払保険料を下回ることがあります。また、外貨建の解約払戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「市場リスク」「為替リスク」「解約等について」に記載しています。

（質問例）⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

５．当金庫の利益とお客さまの利益が反する可能性

当金庫がお客さまにこの商品を販売した場合、当金庫は、この商品の組成会社（ニッセイ・ウェルス生命）から、保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として、以下の手数料をいただきます。

【円建】
初年度手数料：一時払保険料に対して 0.25%～1%　※次年度以降はなし

【米ドル建・豪ドル建】
初年度手数料：一時払保険料に対して 1%～2.7%
次年度以降手数料（最長 9 年間）：一時払保険料に対して 0.3%

組成会社との間の人的関係や資本的関係
当金庫とこの商品の組成会社等の間に資本関係等の特別な関係はありません。

販売会社における業績評価
当金庫の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。
※利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。
お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する基本方針
https://www.seishin-shinkin.co.jp/indicator/fiduciary_duty.html

（質問例）⑬ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

６．租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

・保険料：一般の生命保険料控除の対象となります。
・死亡給付金：契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
・解約払戻金（解約差益）：契約後から 5 年超の場合、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。
・年金原資の一時支払：契約後から 5 年超の場合、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。
・年金：契約者と年金受取人が同一人の場合、所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。
※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「税金のお取扱いについて」に記載しています。

７．その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

ニッセイ・ウェルス生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」
（URL）https://www.nw-life.co.jp/product/individual/product_list.html

※販売中商品の最新版を掲載しています。遷移先画面にてこの商品の詳細をご確認ください。